



第70期

定時株主総会招集ご通知

日時

2022年6月24日(金曜日)
午前10時

場所

神奈川県横浜市神奈川区金港町3-1
コンカード横浜 2F
TKPガーデンシティ横浜ホールA

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役
(監査等委員であるものを除く)
5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である
取締役1名選任の件
- 第4号議案 取締役
(監査等委員である取締役及び社
外取締役を除く) に対する譲渡
制限付株式の付与のための報酬
決定の件

目次

| | |
|-------------------|----|
| ■ 第70期定時株主総会招集ご通知 | 1 |
| ■ 株主総会参考書類 | 3 |
| ■ 事業報告 | 13 |
| ■ 計算書類 | 23 |
| ■ 監査報告書 | 26 |

株式会社アイスコ

証券コード：7698

証券コード 7698
2022年6月9日

株 主 各 位

横浜市泉区新橋町1212番地
株式会社アイスコ
代表取締役 相原 貴久

第70期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第70期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**2022年6月23日（木曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い**申し上げます。

敬 具

記

- 1. 日 時** 2022年6月24日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
- 2. 場 所** 神奈川県横浜市神奈川区金港町3-1
コンカード横浜2F TKPガーデンシティ横浜ホールA
- 3. 目的事項**

| | |
|-------------|--|
| 報告事項 | 第70期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 定款一部変更の件 |
| | 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）5名選任の件 |
| | 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件 |
| | 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.iceco.co.jp/>) に掲載させていただきます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち事業報告の「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」、「個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.iceco.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

新型コロナウイルスによる感染症への対応につきまして

新型コロナウイルスの感染が広がっております。本株主総会会場におきましては、開催日現在の状況に応じ、アルコール消毒液の設置など感染予防のための措置を講じてまいります。本株主総会にご出席される株主の皆様におかれましてはご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

1. 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
2. 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
3. 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
4. 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> | <p><削除></p> |
| <p><新設></p> | <p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---------|--|
| <新設> | <p>第8章 附則 (電子提供措置等に関する効力発生時期)</p> <p>第45条 現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「<u>施行日</u>」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</u></p> <p>3 本附則は、<u>施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）5名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制を見直し、より迅速な意思決定を行うことを目的に2名減員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお本議案につきましては、取締役会の任意の諮問機関である指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会決議により決定しております。また、本議案に関し、監査等委員会は、当社の企業価値向上の観点から、各候補者を取締役に選任することが適切であるとの意見を有しています。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1

あい はら たか ひさ
相 原 貴 久

生年月日

1971年5月24日

所有する当社の株式数

97,500株



再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年4月 当社入社
1999年6月 取締役総務部長
2002年3月 株式会社大我産業(現当社)専務取締役
2002年5月 専務取締役
2018年6月 代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

相原貴久氏は、事業全般に関する豊富な経験と幅広い知見を有し、経営全般において強いリーダーシップを発揮しており、当社のさらなる成長への貢献が期待できるため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

あ い は ら と し た か
相 原 敏 貴

生年月日

1947年12月4日

所有する当社の株式数

112,500株



再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1966年 4月 相原冷菓店入社
- 1972年 4月 株式会社相原冷菓に改称(現当社)専務取締役
- 1992年 3月 株式会社大我産業(現当社)代表取締役社長
- 1992年 5月 株式会社相原冷菓と高島物産株式会社が合併し、株式会社アイスコ発足 代表取締役社長
- 2018年 6月 代表取締役会長 (現任)

取締役候補者とした理由

相原敏貴氏は、経営者として企業経営に関する幅広い見識を有し、創業当初から当社の成長に大きく貢献しており、その豊富な経験と能力を当社の経営に反映するため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

み く に し ん
三 國 慎

生年月日

1972年11月20日

所有する当社の株式数

なし



再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1996年 4月 オハヨー乳業株式会社 入社
- 2015年 7月 同社取締役
- 2016年 4月 オハヨー乳業株式会社 専務取締役
- 2016年 4月 日本カバヤ・オハヨーホールディングス 執行役員
- 2020年 6月 当社取締役社長付
- 2020年10月 専務取締役 (現任)

取締役候補者とした理由

三國慎氏は、食品業界における豊富な経験を通じた経営全般及び営業・マーケティング業務に関する深い知見を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

なが の ひろ たか
永 野 泰 敬

生年月日

1990年9月25日

所有する当社の株式数

なし



再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2013年2月 有限責任監査法人トーマツ入所
2016年12月 公認会計士登録
2017年5月 当社入社
2017年7月 当社経営企画室長
2018年1月 取締役CFO（現任）

取締役候補者とした理由

永野泰敬氏は公認会計士としての専門知識と企業経営に関する深い知見を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

み かみ かず み
三 上 和 美

生年月日

1947年3月12日

所有する当社の株式数

1,500株



再任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1966年4月 株式会社魚力商店（現株式会社山桂）入社
1984年12月 株式会社魚力代表取締役専務
1989年10月 同社代表取締役社長
2012年6月 同社代表取締役会長
2018年6月 当社社外取締役（現任）
2019年6月 株式会社魚力取締役会長
2021年6月 同社相談役（現任）

社外取締役候補者とした選任理由及び期待される役割の概要について

三上和美氏は、株式会社魚力での経営に対する深い見識と豊富な経験を有しております。これらの知識・経験等を生かして、当社の経営全般に対する監督機能を発揮していただくことにより、当社取締役会の機能強化を期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 三上和美氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数
三上和美氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 当社は三上和美氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としており、三上和美氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金または争訟によって生じた費用等を当該保険契約により填補することとしており、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役の堀内之弘氏が辞任により退任いたしますので、その補欠として監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、予め監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| | | | | | |
|----------------|----------------|----------------|----------------|--------------------|------------------|
| おか 岡 | みや 宮 | けん 健 | いち 一 | 生年月日 1959年9月29日 | 所有する当社の株式数 なし |
|----------------|----------------|----------------|----------------|--------------------|------------------|



新任 社外 独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月 株式会社神奈川相互銀行(現株式会社神奈川銀行) 入行
2005年7月 同行 根岸支店長
2013年4月 株式会社グランパ 出向 経営管理本部長兼財務部長
2017年2月 一般社団法人横浜銀行協会 出向
2019年10月 同社 転籍(現任)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要について

岡宮健一氏は、長年の金融機関での豊富な経験と幅広い見識を有し、中立的・客観的監督を期待できることから監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 岡宮健一氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
3. 当社は岡宮健一氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする予定であります。
4. 会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金または争訟によって生じた費用等を当該保険契約により填補することとしており、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
5. 岡宮健一氏は堀内之弘氏の補欠として選任されるため、任期は当社定款の定めにより、退任された監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。

（ご参考）第2号議案及び第3号議案が原案どおり可決されますと、役員の構成は次のとおりとなります。

| 氏名 | | | 専門性と経験 | | | | | 指名報酬委員会 |
|-------------------|--------|----------|--------|------|------|-------------|----|---------|
| | | | 企業経営 | 事業戦略 | 財務会計 | ガバナンス・リスク管理 | 法律 | |
| 取締役 (監査等委員を除く) | 相原 貴久 | 再任 | ● | ● | | | | ● |
| | 相原 敏貴 | 再任 | ● | ● | | | | |
| | 三國 慎 | 再任 | ● | ● | | | | |
| | 永野 泰敬 | 再任 | ● | | ● | ● | | |
| | 三上 和美 | 再任 社外 独立 | ● | ● | | | | ● |
| 取締役 (監査等委員) | 岡宮 健一 | 新任 社外 独立 | | | ● | ● | | |
| | 中田 雅明 | 社外 独立 | ● | ● | ● | ● | | ● |
| | 榎本 進一郎 | 社外 独立 | | | | ● | ● | |

第4号議案

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額については、2019年10月10日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内とご承認頂いておりますが、今般、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額30,000千円以内いたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分は取締役会にて決定することいたします。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く）は7名（うち社外取締役1名）であり、第2号議案が承認可決されれば、5名（うち社外取締役1名）となります。

また、当社は対象取締役に対して、譲渡制限付株式の募集事項の決議日において当社の取締役の地位にあることを条件に、当社の取締役会決議に基づき金銭報酬債権を支給します。対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年20,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とします。

また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分される当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針、その他諸般の事情を考慮し、指名報酬委員会の審議を経た上で、取締役会にて決定されており、相当であると考えております。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、大要以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結する事を条件とします（本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式を、以下「本株式」といいます。）。

- (1) 譲渡制限期間
対象取締役は、本株式の払込期日（以下「本払込期日」といいます。）から当社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した時点まで（以下「本譲渡制限期間」といいます。）の間、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。
- (2) 譲渡制限の解除条件
対象取締役が本譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、本株式の全部について、本譲渡制限期間の満了をもって譲渡制限を解除する。
- (3) 無償取得事由
 - ① 対象取締役が死亡又は任期満了その他正当な理由によらず、当社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職することが確定した場合、当社は本株式の全部を無償で取得する。
 - ② その他の無償取得事由は、当社の取締役会決議に基づき、本割当契約に定めるところによる。
- (4) 死亡、中途退任における取扱い
上記（2）の定めにかかわらず、対象取締役が本払込期日の直前の定時株主総会の翌日から次期定時株主総会の日までの期間（以下「役務提供期間」といいます。）の途中で死亡、その他正当な理由により、当社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当該退任又は退職した時点をもって、本株式の全部について、譲渡制限を解除する。
- (5) 組織再編等における取扱い
上記（1）（2）の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始から当該承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。
- (6) その他の事項
本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらもワクチン接種が進み、緊急事態宣言が解除されるなど、日常が戻りつつありますが、ロシアのウクライナ侵攻や、世界的な原材料価格の高騰による個人消費への影響が顕在化しつつあり、先行きの見通せない不透明な状態が続いております。

当社が身を置く食品流通業及びスーパーマーケット業につきましては、前年の新型コロナウイルス感染症拡大によるいわゆる巣ごもり需要が一巡しましたが、外出自粛や新しい生活様式の定着により食料品の需要は底堅く推移しました。しかし、業種の垣根を越えた競争の激化や個人消費の低迷により、厳しい経営環境となっております。

このような情勢のなか、当社は食を通じた社会貢献を目標に、取引先との関係強化を図るとともに、2021年4月に北関東エリアの中核を担う岩槻物流センターを開設し、効率的な物流網の構築や、地域密着型の店舗運営を推進、食料品等の安定供給に努めてまいりました。

当事業年度はドラッグストアやディスカウントストアといった主要得意先との取引が堅調に推移したことや、新規開設した岩槻物流センターの稼働率が高まり北関東エリアの売上高が順調に推移したことにより、売上高は42,264百万円、売上総利益は7,580百万円（前期比1.8%増）となりました。しかし、フローズン事業において燃料価格の高騰や、岩槻物流センター開設にかかる費用が増加したことにより、販売費及び一般管理費は7,227百万円（前期比8.7%増）、営業利益は353百万円（前期比55.8%減）、経常利益は409百万円（前期比52.1%減）となりました。また、スーパーマーケット事業において店舗閉鎖損失引当金繰入の計上や、収益性の低下に伴う減損損失の計上により、当期純利益は255百万円（前期比51.3%減）となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は398百万円減少しております。

セグメント別の業績は以下のとおりであります。

a. フローズン事業

フローズン事業につきましては、夏場の記録的な大雨や長雨、低気温等の天候不順の影響や前年の新型コロナウイルス感染症拡大による巣ごもり需要の反動があったものの、主要得意先であるドラッグストアの新規出店等により堅調に推移いたしました。利益面では売上拡大のための岩槻物流センター開設にかかる費用の増加などの先行投資の影響や、軽油代や電気料金などの燃料費の高騰によるコスト増加の影響を受け減益となりましたが、家庭用冷凍食品市場は引き続き堅調に成長しており、売上高は順調に増加しております。

なお、2021年4月よりP B商品開発専門部署を設け、冷凍食品のP B商品開発を進めており、強みであるフルメンテナンスサービスの機能拡充を行い、競合との差別化を図ってまいります。また、2022年1月より事業体制を見直し、DXを活用した生産性向上の施策に着手するなど、コスト低減に努めております。

以上の結果、フローズン事業の売上高は33,641百万円（前期比7.9%増）、セグメント利益は279百万円（前期比46.3%減）となりました。

b. スーパーマーケット事業

スーパーマーケット事業につきましては、感染防止対策を講じたうえで「駅弁大会」等の催事を行い、集客に注力してまいりましたが、前年の新型コロナウイルス感染症拡大による巣ごもり需要の反動により厳しい事業環境が続いております。当事業年度において新規出店は行わず、店舗数は10店舗（「スーパー生鮮館TAIGA」8店舗、テナント店舗2店舗）となっており、収益性の低い1店舗の減損損失の計上及び1店舗閉店を決定いたしました。引き続き事業体制を再構築し、地域の皆様へ食品の安定供給ができるように、地域密着型の店舗運営を推進してまいります。

以上の結果、スーパーマーケット事業の売上高は8,623百万円、セグメント利益は73百万円（前期比73.6%減）となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は398百万円減少しております。

| セグメント別 | 売上高 | 構成比 |
|-------------|-----------|--------|
| フローズン事業 | 33,641百万円 | 79.6% |
| スーパーマーケット事業 | 8,623百万円 | 20.4% |
| 合計 | 42,264百万円 | 100.0% |

(2) 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は168百万円であります。

その主なものは、フローズン事業において、配送用トラック127百万円、物流拠点用設備16百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度は、2021年4月8日付で東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場したことに伴い実施した公募増資及び第三者割当増資により547百万円資金調達いたしました。

また、運転資金の借換えとして200百万円、設備投資資金として180百万円を銀行借入により資金調達いたしました。

(4) 当社が対処すべき課題

当社は、10年ビジョン「iceco VISION 2030」を定め、卸業界内でオンリーワンのポジションを確立し、収益力でフローズン卸業界ナンバーワンを目指しております。これを実現するため、2022年3月期～2024年3月期の3カ年を対象とした第一次中期経営計画を策定し、以下の課題に取り組んでおります。

① 人材育成と組織力向上

当社のフローズン事業は、物流を行う社員を雇用し、フルメンテナンスサービスを中心としたサービスを提供しておりますので、人材の採用及び育成とそれを支える組織力が重要となります。効率的で高品質なサービスを行うため、積極的な採用活動と、働き甲斐のある組織風土の醸成及び業務の標準化や社員教育を徹底して行ってまいります。

② 既存事業の収益力向上

当社のフローズン事業の収益力向上のため、関東から東海までの物流拠点配置の最適化を図り、運転・配送業務の可視化・合理化などをDXを用いて強化してまいります。また、商品開発専門部署を立ち上げ、PB商品開発を積極的に行ってまいります。

③ 新規事業の創出

堅調な冷凍食品市場の拡大を背景に新たな成長エンジンとして、フローズン事業における商品調達、商品開発に加え、食品スーパー運営のノウハウを活用し、フローズンのスペシャリストが手掛けるフローズン専門店を出店予定であります。

④ コンプライアンス経営の推進・徹底

事業の拡大に伴い、それぞれの事象に応じたリスク管理やコンプライアンスの遵守体制が重要と考えております。企業の社会的な信頼性を高めるために、内部統制システムの構築・運用・強化に努め、全従業員への法令遵守体制の周知徹底に取り組んでまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

| 区 分 | 2018年度 第67期 | 2019年度 第68期 | 2020年度 第69期 | 2021年度 (当事業年度) 第70期 |
|----------------|----------------|----------------|----------------|---------------------------|
| 売上高 (百万円) | 35,214 | 36,728 | 40,551 | 42,264 |
| 経常利益 (百万円) | 419 | 212 | 855 | 409 |
| 当期純利益 (百万円) | 223 | 144 | 523 | 255 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 139.07 | 90.00 | 326.40 | 134.90 |
| 総資産 (百万円) | 12,350 | 13,648 | 14,316 | 14,860 |
| 純資産 (百万円) | 1,718 | 1,833 | 2,337 | 3,072 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 1,070.07 | 1,141.46 | 1,455.27 | 1,610.92 |

- (注) 1. 当社は2020年11月1日付で普通株式1株につき15株の株式分割を行っておりますが、2018年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(6) 主要な営業所および店舗 (2022年3月31日現在)

| 名 称 | 営 業 所 数 | 所 在 地 |
|-------------|---------|---------------------------|
| 本 社 | 1 | 神奈川県 |
| 物 流 セ ン タ ー | 3 | 神奈川県、千葉県、埼玉県 |
| 営 業 所 | 9 | 神奈川県2カ所、東京都、静岡県3カ所、愛知県3カ所 |
| スーパーマーケット店舗 | 10 | 神奈川県9カ所、静岡県 |

(7) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

| 事 業 部 門 | 従 業 員 数 | 前 期 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|-----------------------|---------|-----------|---------|-------------|
| フ ロ ー ズ ン 事 業 | 529名 | 32名増 | 35.8歳 | 5.2年 |
| ス ー パ ー マ ー ケ ッ ト 事 業 | 130名 | — | 40.0歳 | 7.6年 |
| そ の 他 | 20名 | 2名増 | 40.5歳 | 8.7年 |
| 合 計 | 679名 | 34名増 | 36.7歳 | 5.7年 |

(8) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

| 借 入 先 | 借 入 額 |
|-------------------------|----------|
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 | 1,036百万円 |
| 株 式 会 社 神 奈 川 銀 行 | 632百万円 |
| 株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫 | 542百万円 |
| 株 式 会 社 静 岡 銀 行 | 479百万円 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 451百万円 |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 | 172百万円 |
| 株 式 会 社 横 浜 銀 行 | 59百万円 |

2 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 6,000,000株

(2) 発行済株式の総数 1,906,600株

(3) 株主数 1,457名

(4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名 | 持 株 数 (株) | 持 株 比 率 (%) |
|-------------------------------|-----------|-------------|
| 株 式 会 社 K A N コ ー ポ レ ー シ ョ ン | 675,000 | 35.40 |
| 相 原 敏 貴 | 112,500 | 5.90 |
| ア イ ス コ 従 業 員 持 株 会 | 108,579 | 5.69 |
| 相 原 貴 久 | 97,500 | 5.11 |
| 江 崎 グ リ コ 株 式 会 社 | 75,000 | 3.93 |
| 相 原 久 子 | 52,500 | 2.75 |
| 野 口 み ゆ き | 45,000 | 2.36 |
| 青 木 哲 也 | 40,000 | 2.09 |
| 今 年 明 | 39,500 | 2.07 |
| 北 川 誠 司 | 30,500 | 1.59 |

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

| 地 位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|--------------|-------|------------------|
| 代表取締役会長 | 相原敏貴 | |
| 代表取締役社長 | 相原貴久 | |
| 専務取締役 | 三國 慎 | |
| 常務取締役 | 青木哲也 | 管理部門長 |
| 取締役 | 青木洋征 | スーパーマーケット事業部長 |
| 取締役 | 永野泰敬 | CFO |
| 取締役 | 三上和美 | 株式会社魚力 相談役 |
| 取締役(常勤監査等委員) | 堀内之弘 | |
| 取締役(監査等委員) | 中田雅明 | |
| 取締役(監査等委員) | 榎本進一郎 | 箕山・榎本総合法律事務所 弁護士 |

- (注) 1. 取締役三上和美、中田雅明及び榎本進一郎は、社外取締役であります。
2. 取締役三上和美、中田雅明及び榎本進一郎は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 重要な社内会議における情報共有及び内部監査室との連携を密に図ることにより、監査等委員会による監査の実効性を高めるため、堀内之弘を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役(常勤監査等委員)堀内之弘は、銀行業務に関する豊富な経験を有しており、また、他社における監査役の見識、経験等から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。取締役(監査等委員)中田雅明は、上場企業の財務経理部門や代表取締役社長としての業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社では、業務執行体制を強化し、より機動的かつ効率的な業務運営を行うために、執行役員制度を導入しております。執行役員は次の通りであります。

| 役 名 | 氏 名 | 役 割 |
|--------|------|-----------------------------------|
| 常務執行役員 | 相原大輔 | フローズン事業部長 |
| 執行役員 | 青木基成 | フローズン事業部 営業マーケティング本部長 兼 マーケティング部長 |
| 執行役員 | 吉野祥一 | フローズン事業部 拠点統括本部長 |
| 執行役員 | 田口優次 | スーパーマーケット事業部 品質管理室長 |
| 執行役員 | 丸山正人 | 人事総務部長 |

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金または争訟によって生じた費用等を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、執行役員及び管理職・監督者の地位にある従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。ただし法令違反行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を取締役会において決議しており、役職、業績、会社への貢献度や事業の状況を考慮し、株主総会において承認された報酬額の限度内において、取締役会が指名報酬委員会に諮問し、指名報酬委員会の答申に基づき、取締役会にて決定しております。なお、取締役会は指名報酬委員会の答申を尊重しており、報酬等の額は決定方針に沿うものであると判断しております。

また、監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会において承認された報酬額の限度内において、常勤、非常勤の別、業務区分の状況を考慮して、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員報酬等に関する株主総会の決議は2019年10月10日開催の臨時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）については年額200,000千円以内（決議時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は6名）、監査等委員である取締役については、年額30,000千円以内（決議時点の監査等委員である取締役の員数は3名）と決議いただいております。

③ 取締役の報酬等の総額等

| 区 分 | 人 数 | 支 給 額 |
|-----------------------------|------------|------------------------|
| 取締役（監査等委員を除く） （うち、社外取締役） | 7名 （1名） | 143,448千円 （5,040千円） |
| 取締役（監査等委員） （うち、社外取締役） | 3名 （2名） | 10,590千円 （7,140千円） |

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

- ・取締役三上和美氏は、株式会社魚力の相談役であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）榎本進一郎氏は、箕山・榎本総合法律事務所の代表であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分 | 氏 名 | 主 な 活 動 状 況 |
|------------|---------|--|
| 取 締 役 | 三 上 和 美 | 当事業年度開催の取締役会には、15回中15回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の任意の諮問機関である指名報酬委員会には5回中5回に出席し、当社の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。 |
| 取締役（監査等委員） | 中 田 雅 明 | 当事業年度開催の取締役会には、15回中15回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の任意の諮問機関である指名報酬委員会には5回中5回に出席し、当社の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。さらに、当事業年度開催の監査等委員会には、14回中14回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。なお、当社の監査体制の強化にあたり、豊富な業務経験と幅広い見識を当社の監査に反映するなど、重要な役割を果たしております。 |

| 区 分 | 氏 名 | 主 な 活 動 状 況 |
|------------|---------|---|
| 取締役（監査等委員） | 榎 本 進一郎 | <p>当事業年度開催の取締役会には、15回中15回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査等委員会には、14回中14回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p> <p>なお、当社の監査体制の強化にあたり、弁護士としての法律に関する豊富な知識と経験を当社の監査に反映するなど、重要な役割を果たしております。</p> |

4 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元が経営の重要政策の一つであると考えており、業績や将来の事業展開、収益力の向上、財務体質の強化のための内部留保などを総合的に勘案しつつ、安定した配当を継続することを配当政策の基本方針としております。

当事業年度の配当につきましては、中間配当として上場記念配当1株当たり2円を含む19円をお支払いしております。期末配当につきましては、1株式会社当たり18円をお支払いすることといたしました。

なお、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。この他当社は中間配当及び基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| 流動資産 | 8,499,240 | 流動負債 | 8,670,662 |
| 現金及び預金 | 2,336,036 | 支払手形及び買掛金 | 6,280,165 |
| 受取手形及び売掛金 | 3,821,373 | 短期借入金 | 700,000 |
| 商品 | 591,889 | 1年内返済予定の長期借入金 | 456,400 |
| 未収入金 | 1,729,755 | 未払金 | 489,909 |
| その他 | 21,188 | 未払費用 | 413,641 |
| 貸倒引当金 | △1,002 | 未払法人税等 | 44,721 |
| | | 未払消費税等 | 73,018 |
| | | 賞与引当金 | 134,490 |
| | | 店舗閉鎖損失引当金 | 49,028 |
| | | その他 | 29,287 |
| 固定資産 | 6,360,973 | 固定負債 | 3,116,632 |
| 有形固定資産 | 5,049,945 | 長期借入金 | 2,219,243 |
| 建物 | 2,044,450 | 長期末払金 | 155,100 |
| 機械及び装置 | 154,876 | 退職給付引当金 | 610,766 |
| 車両運搬具 | 204,776 | 資産除去債務 | 75,241 |
| 工具、器具及び備品 | 72,506 | その他 | 56,280 |
| 土地 | 2,514,966 | | |
| その他 | 58,368 | 負債合計 | 11,787,294 |
| 無形固定資産 | 27,361 | | |
| ソフトウェア | 20,157 | | |
| その他 | 7,203 | 純資産の部 | |
| 投資その他の資産 | 1,283,666 | 株主資本 | 3,057,006 |
| 投資有価証券 | 29,620 | 資本金 | 350,754 |
| 繰延税金資産 | 456,805 | 資本剰余金 | 275,754 |
| 保険積立金 | 58,404 | 資本準備金 | 275,754 |
| 差入保証金 | 720,811 | 利益剰余金 | 2,430,497 |
| その他 | 18,024 | 利益準備金 | 12,818 |
| | | その他利益剰余金 | 2,417,679 |
| | | 特別償却準備金 | 46,285 |
| | | 圧縮積立金 | 44,647 |
| | | 繰越利益剰余金 | 2,326,746 |
| | | 評価・換算差額等 | 14,369 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 14,369 |
| | | 新株予約権 | 1,543 |
| 資産合計 | 14,860,213 | 純資産合計 | 3,072,919 |
| | | 負債・純資産合計 | 14,860,213 |

損益計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | |
|--------------|---------|------------|
| 売上高 | | 42,264,943 |
| 売上原価 | | 34,684,433 |
| 売上総利益 | | 7,580,510 |
| 販売費及び一般管理費 | | 7,227,097 |
| 営業利益 | | 353,412 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び受取配当金 | 11,091 | |
| 不動産賃貸料 | 51,342 | |
| 雑収入 | 28,816 | |
| その他 | 4,119 | 95,370 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 20,020 | |
| 不動産賃貸費用 | 17,053 | |
| その他 | 2,028 | 39,103 |
| 経常利益 | | 409,680 |
| 特別利益 | | |
| 保険解約返戻金 | 44,738 | |
| その他 | 1,289 | 46,028 |
| 特別損失 | | |
| 減損損失 | 44,629 | |
| 固定資産除却損 | 2,077 | |
| 店舗閉鎖損失引当金繰入額 | 49,028 | 95,734 |
| 税引前当期純利益 | | 359,974 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 146,073 | |
| 法人税等調整額 | △41,347 | 104,725 |
| 当期純利益 | | 255,248 |

株主資本等変動計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | | 株主資本 合計 |
|------------------------------|---------|-----------|-------------|-----------|-------------|--------|-------------|-------------|------------|
| | 資本金 | 資 本 剰 余 金 | | 利 益 剰 余 金 | | | | 利益剰余金 合計 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | | | |
| | | | | | 特別償却 準備金 | 圧縮積立金 | 繰越利益 剰余金 | | |
| 2021年4月1日残高 | 75,000 | — | — | 5,350 | 82,393 | 44,647 | 2,117,545 | 2,249,937 | 2,324,937 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | | |
| 新株の発行 | 275,754 | 275,754 | 275,754 | | | | | | 551,509 |
| 剰余金の配当 | | | | 7,468 | | | △82,157 | △74,688 | △74,688 |
| 特別償却準備金の取崩し | | | | | △36,108 | | 36,108 | — | — |
| 当期純利益 | | | | | | | 255,248 | 255,248 | 255,248 |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額) | | | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | 275,754 | 275,754 | 275,754 | 7,468 | △36,108 | — | 209,200 | 180,560 | 732,069 |
| 2022年3月31日残高 | 350,754 | 275,754 | 275,754 | 12,818 | 46,285 | 44,647 | 2,326,746 | 2,430,497 | 3,057,006 |

| | 評価・換算差額等 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|------------------------------|----------------------|----------------|-------|-----------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | | |
| 2021年4月1日残高 | 10,766 | 10,766 | 1,590 | 2,337,294 |
| 事業年度中の変動額 | | | | |
| 新株の発行 | | | | 551,509 |
| 剰余金の配当 | | | | △74,688 |
| 特別償却準備金の取崩し | | | | — |
| 当期純利益 | | | | 255,248 |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額) | 3,602 | 3,602 | △47 | 3,555 |
| 事業年度中の変動額合計 | 3,602 | 3,602 | △47 | 735,624 |
| 2022年3月31日残高 | 14,369 | 14,369 | 1,543 | 3,072,919 |

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月26日

株式会社アイスコ
取締役会 御中

PwC 京都監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 若山 聡 満
業務執行社員

指定社員 公認会計士 有岡 照 晃
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイスコの2021年4月1日から2022年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第70期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月27日

株式会社アイスコ 監査等委員会

常勤監査等委員 堀内之弘 ㊟

監査等委員 中田雅明 ㊟

監査等委員 榎本進一郎 ㊟

(注) 監査等委員中田雅明及び榎本進一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

定時株主総会会場ご案内図



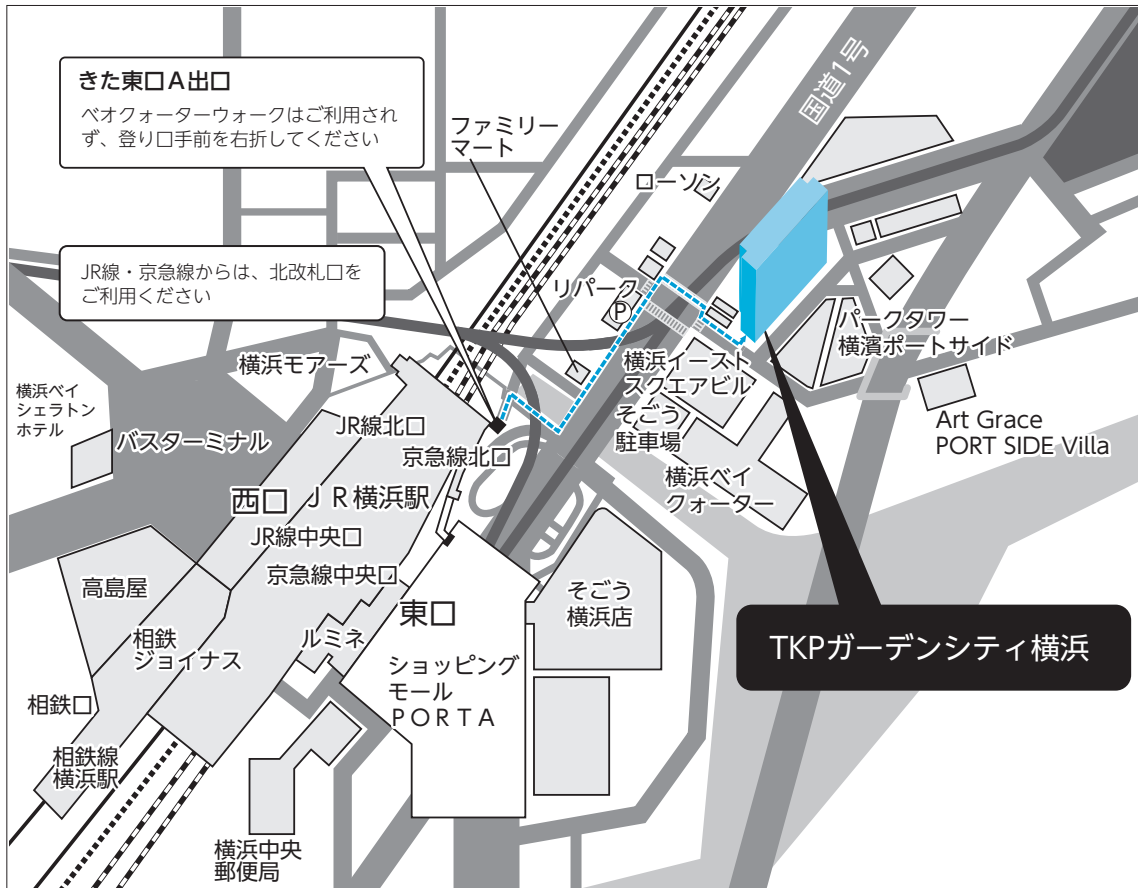
2022年6月24日(金曜日)
午前10時

日時



神奈川県横浜市神奈川区金港町3-1
コンカード横浜 2F TKPガーデンシティ横浜ホールA
電話 : 045-450-6317

場所



交通機関

JR みなとみらい線 東急東横線 京急本線
「横浜駅」きた東口A出口より徒歩5分

横浜市営地下鉄ブルーライン 相鉄本線
「横浜駅」徒歩15分

